

事務連絡
令和3年8月2日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

産後ケア事業事例集の送付について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、産後ケア事業は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号。以下「改正法」という。）により市町村の努力義務として法定化されました。また、第4次少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においては、改正法を踏まえ、令和6年度末までの全国展開を目指すこととされており、令和2年4月1日現在において、1,158市町村で実施されています。

今般、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「地域における『産前・産後サポート事業』及び『産後ケア事業』の効果的な展開に関する調査研究」報告書（令和3年3月）が取りまとめられました。当該報告書を踏まえ、別添のとおり、「産後ケア事業事例集」（改定版）を作成しましたので、事業の実施にお役立ていただくとともに、未設置の市町村におかれては、令和6年度末までの全国展開に向けて設置を進めていただきますようお願いいたします。なお、産後ケア事業に関する情報につきましては、当省ホームページにも掲載しておりますので、併せてご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/index.html

【照会先】

厚生労働省子ども家庭局母子保健課
担当：山川・芳賀
直通：03-3595-2544

令和3年度 産後ケア事業 事例集

この事例集は、自治体や産後ケア事業実施施設において、妊産婦やその家族に対する産後ケア事業を通じた切れ目ない支援の参考とすることを目的としています。



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

令和3年度 産後ケア事業 事例集について

NO	実施施設	事例の特徴	掲載ページ
1	産後ケア施設	授乳や育児に不安のある母親への支援	3～5
2	助産所 (他市)	育児不安を抱える母親への支援	6～8
3	助産所	早産で生まれた児への不安を感じる母への支援	9～11
4	助産所	産後ケア事業を活用した養親への支援	12～14
5	助産所 (他市)	妊娠中から不安が強かった母親への支援	15～17
6	産婦人科 診療所	養育能力が低い母親とその家族への支援	18～20
7	産婦人科 診療所	双胎育児の負担軽減に向けた支援	21～23
8	総合病院	精神的に不安定な母親への切れ目のない支援	24～26

事例1 授乳や育児に不安のある母親への支援

実施主体	特別区
実施施設	産後ケア施設(区内)
利用時期	産後1週間頃
利用内容	短期入所(ショートステイ)型6泊7日

産後ケア事業利用までの状況

- 1) **母の概要**：初産婦、40代
- 2) **児の概要**：正期産児、健康状態良好
- 3) **事業利用の経緯**：母自ら産後ケア事業を申請し利用開始

授乳や育児に対する不安があったため、出産医療機関を退院した後、自宅へ戻ることなく、直接産後ケア施設でのショートステイ利用を希望した。

父母の実家は遠く、両祖母ともに健康状態等の事情があり、サポートが受けられない状況であった。

産後ケア事業開始時の状況

児の発育は特段問題はなかった。

母は乳頭亀裂による痛み等の授乳困難を抱えていたが、「母乳で育てていきたい」という思いがあり、痛みを耐え授乳している状況であった。

どのように児の世話をすればよいか確信がもてず、1つ1つ助産師に確認しながら恐る恐る育児を行っていた。

産後ケア事業利用時の状況

1) 支援内容

乳房ケア、授乳指導、だっこの方法等の育児指導、心理的支援、社会資源の紹介等

2) 母児及び家族の状況

- 授乳の際、児の乳首のくわえ方が浅く、授乳時間も長いなどの状況があり、乳頭亀裂が生じていると考えられたため、児が母乳を吸いやすい姿勢やだっこの方法を指導した。また、乳頭の傷のケアを行うとともに、授乳時間や搾乳の方法について説明した。
- 母は育児に対して漠然とした不安があった。育児行動の一つ一つに細かい疑問が生じるため、それらが解決できるよう、1つ1つ丁寧に回答し、不安の軽減に努めた。また、母が問題なく行えている手技に対しては、肯定的なフィードバックを行い、母が頑張っていることを認め褒めた。
- ショートステイ開始の際に、心理士によるカウンセリングについて紹介したところ、母から利用希望があった。母は、乳頭や会陰切開部分の痛みがあり辛いことや家族等との関係性について心理士と話をした。
- 母は、ショートステイ終了時も乳頭の傷はまだ完全に回復した状態ではなかったが、乳頭のトラブルが増強しないよう授乳方法を工夫したり搾乳を併用するなど、自ら対処する方法を習得していた。
- 家族からのサポートが難しい状況であったため、父と相談し、母の友人からのサポートを受けることにしたという話があった。施設からは、今後、自宅へ戻った際に活用できる地域の社会資源について紹介した。

産後ケア事業利用後の継続支援

- 産後ケア事業利用の状況は、報告書を通して、区の保健師へ情報提供を行った。
- 産後1か月頃に、母から、児の体重増加・授乳・乳房コンディション等について、施設の助産師に相談があった。その後も、産後4か月くらいまでの間に複数回断続的に相談があった。助産師は、児の体重増加が順調であることを確認し、児の発達に応じた関わりをアドバイスした。また、母は、育児による腕の疲れや痛みを訴えていたため、だっこの方法についても助言した。仙骨痛も生じていたため、骨盤体操など自身でできるストレッチの方法について指導を行った。疲労の蓄積がみられたため、休息時間を設けた。
- その後心配なことがあると、母自ら母乳外来を利用する等、地域の社会資源を活用できている状況であった。

実施主体による評価

- 産後ケア事業の利用により、母の育児に対する不安や苦痛が軽減された。また、育児等に関する情報が溢れている中で、どの情報を選択すればよいか助言を行い、不安が増強しないような手段を一緒に考えていくことで、母自身が対処方法を身につけていくことができたのではないかと考える。
- 今後も引き続き、地域の社会資源を活用するとともに、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた支援を行っていく。

キーワード **初産婦 育児不安 乳房トラブル 核家族 母の心身の休息**

事例2 育児不安を抱える母親への支援

実施主体	町
実施施設	助産所（他市）
利用時期	①産後2～3か月 ②産後11か月
利用内容	①居宅訪問（アウトリーチ）型の単日利用を5回 ②居宅訪問（アウトリーチ）型の単日利用を2回

産後ケア事業利用までの状況

- 1) **母の概要**：初産婦、30歳代
- 2) **児の概要**：正期産児、健康状態良好
- 3) **事業利用の経緯**：保健師が訪問した際に産後ケア事業を案内

保健師が産後3週目に乳児家庭全戸訪問事業で訪問した際に、母親から、新型コロナウイルスの感染状況により里帰り出産を断念したこと、立ち合い出産ができなかったこと等の話を聞いた。母が実家からのサポートを受けられず、父と2人で行う育児に大きな不安を抱えていたため、保健師は産後ケア事業が必要であると判断した。

産後ケア事業開始時の状況

授乳や児の世話は適切に行えており、児も発育良好であったため、育児は問題なく出来ていると判断したが、母は常に自信がない様子で、一つ一つ助産師に育児の手技が合っているか確認し、安心を得たい様子だった。また、母乳分泌が過多傾向で、軽度うっ滞性乳腺炎症状があった。

産後ケア事業利用時の状況

1) 支援内容

身体回復のための休養、授乳指導、栄養指導、おむつ替えやだっこの仕方等の育児指導、乳房ケア、心理的支援等

2) 母児及び家族の状況

- 母の育児手技への不安について、授乳、オムツ交換、抱っこなど、一つ一つ丁寧に説明をしながら介助を行った。出来ていることを認める言葉がけを繰り返すことで、母は、少しずつ育児に自信が持てるようになった。
- うっ滞性乳腺炎は、乳房ケアと食事指導を行うことで改善した。産後ケア事業の開始時は混合栄養だったが、母乳分泌が良好だったため、状況に合わせた授乳指導を行うことで完全母乳に移行できた。
- 出産の振り返りを行い、ねぎらいの言葉がけを行うとともに母の思いを傾聴した。その結果、母は気持ちが軽くなったと話し、落ち着いた様子を見せた。
- 父は、母と共に育児を行う機会が多く、育児手技も適切に行えていたが、母と同様に自信がなく不安を訴えていたため、父に対しても育児支援を行った。父の不安が軽減するとともに、協働による育児環境を整備でき、母の育児不安も軽減できた。
- 産後11か月頃に、母より授乳について相談したいと連絡があり、産後ケア事業を再度利用することとなった。訪問すると、授乳は上手にできていたが、母の再就職と児の保育所の入所が重なったことにより、不安が高まっている様子だった。流涙される様子も見られた。傾聴し、育児相談を行いながら寄り添った支援を行うことで、母の気持ちは落ち着いた。

産後ケア事業利用後の継続支援

- 町の保健師と助産所の助産師により、適宜、電話や報告書を通して、双方向の情報共有を行った。
- 産後ケア事業利用後は、町の保健師が、乳幼児健康診査等の場で母児の様子を確認した。母の不安は軽減されており、他の母親と笑顔で言葉を交わす様子が見られた。
- 引き続き町の保健師が、母子保健事業を通して、電話や訪問等の継続した支援を行っている。また、地域の育児講座等の社会資源の紹介を行う事で、仲間づくりに繋がっている。

実施主体による評価

- 産後ケア事業の利用により、父母の育児不安が軽減された。
- 産後ケア施設職員との信頼関係の構築により、母は、産後ケア事業利用後も助産所のサービスを適宜利用している。産後ケア事業を通して、母自身が支援を必要としていることを理解し、地域資源等を活用できるようになった。
- 母は、児が1歳になるタイミングで仕事を再開する予定であり、同時に児の保育所入所も決定した。母の育児不安はあるものの、自ら不安の解消に向けて行動できている事から、町で実施している母子保健サービスによる支援を継続していくこととした。

キーワード

乳児家庭全戸訪問事業 育児不安 父親支援 里帰り中止

事例3 早産で生まれた児への不安を感じる母への支援

実施主体	市
実施施設	助産所（市内）
利用時期	産後2週間頃
利用内容	短期入所（ショートステイ）型6泊7日

産後ケア事業利用までの状況

- 1) **母の概要**：初産婦、30代、不妊治療により出産
- 2) **児の概要**：早期破水による早産児、低出生体重児
- 3) **事業利用の経緯**：保健師が訪問した際に産後ケア事業を案内

児は低血糖の治療のため、出産施設内の小児科へ入院し母子分離となる。母のみ先に退院し、その後、母子同室の経験がないまま児が退院となり、自宅での育児が始まった。保健師による新生児訪問の際に母の育児不安が強かったことから、産後ケア事業を案内した。

産後ケア事業開始時の状況

母は、早産で小さく産んでしまったことに自責の念を感じ、流涙することが多かった。授乳時は、毎回「小さくてかわいそう」と話し、精神的な落ち込みが強かった。育児手技は不慣れな様子で、「わからない」「できない」などの不安やイライラ感を訴えていた。

父は、仕事の合間に育児を行うなど積極的に関わっていたが、子どもにイライラする母に対し不信感を訴えるなど、夫婦のコミュニケーションは悪化していた。

産後ケア事業利用時の状況

1) 支援内容：

身体の回復への援助、授乳介助、栄養指導、おむつ交換、沐浴等の育児指導、心理的支援等

2) 母児及び家族の状況

- 育児に慣れるため、夜間を含めて母児同室での支援を行った。児の吸てつ力が弱かったため、助産師が、授乳介助や搾乳指導、人工乳の使用等についての支援を授乳毎に行った。沐浴、オムツ交換等も助産師と共に繰り返し行った。
- 早産となったことへの自責の念に対しては、助産師との信頼関係を築いた後、出産の振り返りを行い、気持ちを傾聴し寄り添うことで、徐々に出産を肯定的に受け止められるようになり、笑顔が見られるようになった。
- 入所3日目には、直接授乳ができるようになり、母の笑顔が増えてきた。児の成長発達は順調であり、気持ちに寄り添った支援などの丁寧な関わりにより、母の日常的な不安は軽減されたが、児の成長とともに、新たな不安が生じる状況であった。7日目の産後ケア事業の終了時にも依然として育児不安が強かった。
- 父に対しては、育児支援や母への不満に対する気持ちに寄り添った支援を行うとともに、母のホルモンバランス等による心身への影響について説明し理解を促した。家族関係の調整を行う事で、協力的な育児体制の構築に繋がった。

産後ケア事業利用後の継続支援

- 産後ケア事業利用後も、母からの継続支援の希望があり、分娩施設の医療連携室と相談し、医師より訪問看護指示書を受け、訪問看護を週1回行った。
- 訪問看護では、母は日常生活や育児への不安を抱えている様子だった。特に児の体重増加への不安が強いため、児の体重チェック、授乳支援、沐浴等の支援を行った。
- 母が精神的に不安定な状態であったことから、訪問看護を週2回に増やして支援を行った。訪問看護開始後も継続して市の保健師と情報を共有し、地域での見守りを行った。
- 児の成長と共に、自治体での支援が必要になることが十分予測されることから、母の気持ちにより添いながら丁寧に市の保健師への引き継ぎを行った。

実施主体による評価

- 産後ケア事業利用後は、実施施設から報告書が提出される。継続した支援が必要と判断された場合は、報告書の提出を待たず、実施施設の担当者から、市の保健師へ速やかに連絡が入る仕組みとなっている。
- 訪問看護開始後も、助産所と連携をとりながら、情報を共有してきたが、今後も、医療機関や訪問看護施設と連携した重層的な支援をおこなっていく必要がある。

キーワード 不妊治療 早産児 低出生体重児 母精神的に不安定 訪問看護

事例4 産後ケア事業を活用した養親への支援

実施主体	市
実施施設	助産所（市内）
利用時期	児出生後2週間頃
利用内容	短期入所（ショートステイ）型2泊3日（養父母で利用）

産後ケア事業利用までの状況

1) 母の概要：40代 長年の不妊治療後に、特別養子縁組により養親になることを決断。
実母の出産間近に養子縁組の話があり、急遽養親となることになった。

2) 児の概要：正期産児、健康状態良好

3) 事業利用の経緯：児童相談所から産後ケア事業の利用について市に相談があり利用開始

養父母は、両親教室等に参加する機会がないまま児を引き取ることが急遽決まり、育児が始まることへの不安を訴えていたため、特別養子縁組の支援を行っていた児童相談所より、産後ケア事業の利用について市に相談があった。市では、養父母は産後ケア事業の対象となっていなかったが、支援の必要性から適応と判断し、実施を決定した。

児は生後2週間で分娩施設を退院し、養親に引き取られた。退院直後より、養父母に対し2泊3日の産後ケア事業が開始された。

産後ケア事業開始時の状況

養父母は、新生児を抱いた経験がなく、育児技術に不安な様子が見られた。また、突然、養親になったことにより、地域社会との関わりについても不安な様子であった。児は生下時体重に戻っていない状態で、軽度黄疸があったが、健康状態は良好であった。

産後ケア事業 利用時の状況

1) 支援内容：

授乳指導、栄養指導、おむつ交換・沐浴等の育児指導、心理的支援

2) 母児及び家族の状況

- 育児の基本的技術を習得し、自宅で生活できることを目標とし、抱っこの仕方、オムツ交換、調乳、沐浴など丁寧に説明し、理解度を確認しながら支援した。
- 最初は、養父母ともに不安が強かったが徐々に育児に慣れ、2人とも熱心に育児に取り組んだ。助産師の説明への理解度も良く、退所時には落ち着いて笑顔で育児が行えるようになった。
- 育児不安が解消され余裕が出てきたためか、養母は、児に音楽が好きになって欲しいとクラシック音楽を流す場面が見られるなど、愛着が形成されている様子が見られた。
- 地域社会との関わりへの不安については、地域の社会資源を具体的に紹介し、活用を促すことで、不安が解消された様子だった。

産後ケア事業利用後の継続支援

- 産後ケア事業終了時に、養父母より担当助産師に、児の健康状態と授乳等の育児状況の確認のため、1週間後に家庭訪問して欲しいという希望があった。地域の母子保健サービスに切り替え、継続支援を行う事とした。訪問では、養父母が育児に熱心に取り組む様子があったため、適度な休息やリフレッシュが必要であることを助言した。
- 児の成長とともに不安が生じる可能性もあることから、継続支援が必要と判断し、市の保健師に引き継いだ。
- 児の1歳の誕生日頃、親子3人が助産所を訪れた際に、育児状況について確認した。育児が順調が行われていることが分かった。

実施主体による評価

- 産後ケア事業の委託先である県助産師会、実施施設である助産所との情報共有、連携を適宜実施し、継続した支援に繋げる事ができた。
- 引き続き、電話訪問や訪問指導、乳幼児健康診査等の通常の母子保健事業を通して、生活状況について把握するとともに必要な支援に繋げるなど、継続した見守り支援を行っていく。

キーワード **不妊治療 特別養子縁組 養親支援 愛着形成**

事例5 妊娠中から不安が強かった母親への支援

実施主体	市
実施施設	助産所（他市）
利用時期	産後2週間頃
利用内容	短期入所（ショートステイ）型3泊4日（内1泊は父も利用）

産後ケア事業利用までの状況

- 1) **母の概要**：初産婦、30代前半 20代後半に心療内科の通院歴あり
- 2) **児の概要**：正期産児、健康状態良好
- 3) **事業利用の経緯**：母自ら産後ケア事業を申請し利用開始（妊娠中に助産所から情報提供）

母親になることに自信が持てず妊娠継続を迷っていたが、出産を決意。妊娠中期までは産科病院で妊婦健康診査を受けていたが、医療処置に恐怖心があり、助産所へ転院した。陣痛発来後、胎児心音異常により産科病院へ搬送となり帝王切開術で出産。入院中、帝王切開による創部のことが気になり育児に関心が向かない様子や、授乳について嫌悪感を示す様子がみられた。退院後は、母の実家で育児を開始したが、授乳による乳頭への刺激に痛みを感じてしまうため、児に直接母乳を与えることが困難であるなど、授乳が上手くいかないことへの不安から児を叩きたくなくなる気持ち等が増大した。

市は、母の心身の回復と育児支援により、育児不安の解消と児との愛着形成への支援が必要と判断し、事業の実施を決定した。

産後ケア事業開始時の状況

児をかわいいと思う反面、泣かれるとイライラすることがあり、叩いてしまうのではという恐怖感について訴えがあった。助産師に子どもを預ける時は、子どもと離れられることが嬉しいと、笑顔が見られていた。育児手技については適切にできている様子だった。

産後ケア事業利用時の状況

1) 支援内容：

身体の回復への援助、栄養指導、おむつ交換・沐浴等の育児指導、授乳介助、搾乳指導、心理的支援、父への育児支援等

2) 母児及び家族の状況

- 母は、帝王切開による創部や浸出液を見ると不安定になる様子があった。また、妊娠中に父から受けた暴力について話があり、今後の養育環境について不安がある様子だった。心身の安楽と休息を第一優先としながら、出産の振り返りを行うとともに、本人の話をゆっくりと傾聴し共感しながら寄り添った支援を行った。
- 授乳については、ニップルシールドを使用したほうが気持ち的に安心する様子がみられたため、しばらくの間使用しながら母乳を与えるよう指導した。
- 父は、子育ては母が一人でするものと考えていた。助産師により、市のさまざまなサービスを紹介するとともに、母の話の聴き方や気持ちの伝え方などを伝えた。また、児が泣き止まないとイライラする様子がみられたため、児の抱き方やあやし方の練習を行った。その結果、父は母への理解を示すようになり、家事や育児のサービスの活用について抵抗なく受容できるようになった。
- 母は、これらの支援を通し、児への声かけが自然にできるようになるなど、愛着が形成されていった。母本人が、自分の感情の変化に驚いているようだった。

産後ケア事業利用後の継続支援

- 産後ケア事業により母の育児不安は軽減したが解消されるまでには至らなかった。また、心療内科の通院歴があることや夫婦関係について引き続き見守りが必要なことから、市の保健師に情報提供し、継続支援を依頼した。
- 市は、産後ケア事業実施施設からの情報提供により、継続した訪問支援が必要と判断し、既存の母子保健事業における訪問支援を行うこととした。訪問は、産後ケアを実施した助産師に委託し、継続的に支援をすることとした。
- 市は、母子が乳幼児健康診査や離乳食教室を利用した際に、見守りを行った。母が、落ち着いた穏やかな表情で参加していることを確認した。

実施主体による評価

- 妊娠期から助産師の丁寧な関わりにより、母は自ら産後ケア事業を希望し利用するに至った。産後ケア事業については、本人の話をゆっくりと傾聴し、共感しながら寄り添った支援を行う事で、感情の不安定さや育児に関する不安が軽減し、児への声がけも自然にできるようになるなど、愛着が形成されていった。
- 父親への支援を行うことで、父が、母一人で育児をすることの困難さを理解することができた。その結果、母が、家事や育児のサービスの活用について希望した際に、父は抵抗なく受容できていた。今後の家族関係や育児に対する協力体制も構築することが出来た。
- 産後ケア事業終了後も継続して、保健師や助産師、地域の子育て支援センター職員とで情報共有を行うとともに、既存の母子保健事業も活用し、切れ目ない支援ができたと考える。

キーワード 母になることへの不安 育児不安 父親支援 愛着形成

事例6 養育能力が低い母親とその家族への支援

実施主体	市
実施施設	産婦人科診療所（市内）
利用時期	産後2週間頃
利用内容	短期入所（ショートステイ）型6泊7日

産後ケア事業利用までの状況

- 1) **母の概要**：初産婦、10代、軽度の知的障害あり、未婚、パートナーと疎遠
- 2) **児の概要**：推定在胎週数は40週程度、低出生体重児、健康状態良好
- 3) **事業利用の経緯**：出産後に市の保健師や出産病院の助産師からの情報提供により利用開始

母は妊娠に気づかず妊婦健康診査未受診のまま出産となった。突然の出産に戸惑いや不安があり、育児についても、児の状態等を認知・判断することが困難であった。入院中に育児手技を習得することができず、家族からの十分な育児支援が得られる見通しも立たなかった。

出産後、市の保健師と児童福祉担当課の職員、出産病院や児童相談所等の職員で支援方針を検討し、産後ケア事業を活用し、母の育児支援を行いながら、その間に自宅の養育環境の準備をしていく方針とした。支援内容について母や家族の承諾が得られたことから、産後ケア事業を利用することを決定した。

産後ケア事業開始時の状況

出産は病院だったが、産後ケア事業は、出産病院とは異なる産婦人科診療所を利用した。

母は意思決定が困難で、予測して行動することが苦手な様子だった。日常会話は理解しているが、育児手技の習得には、繰り返しの指導が必要だった。祖母との関係性は良好であり、祖母も育児に協力する意思はあるものの、物事を理解したり現状を把握することが困難な印象があった。

産後ケア事業利用時の状況

1) 支援内容：

授乳介助、搾乳指導、身体の回復への援助、栄養指導、おむつ交換・沐浴等の育児指導、心理的支援、祖母への育児指導

2) 母児及び家族の状況

- 産後ケア事業の利用開始後のはじめの数日は、母及び祖母への支援を行った。おむつ交換や哺乳瓶でのミルクの飲ませ方、搾乳した母乳の保存の仕方、温め方など、一つ一つを母のペースに合わせて一緒に行いながら、繰り返し指導を行った。
- 母は熱心に育児を行っていたが、夜起きられず授乳が滞ったり、複数のことを同時に処理することが困難であった。常に余裕がない状況で、不安が強くなると泣きながら「死にたい」と発言することもあったため、母の思いを受容するとともに、休息を促した。
- 産後ケア事業を終了する頃には、一通り育児が出来るようになったが、不安や余裕のなさは続いていた。産後ケア事業終了後も地域において継続的な支援が必要と判断し、市の保健師に引き継いだ。
- 市の保健師は、産後ケア事業を実施中に実施施設へ訪問し、母子の状況や母の育児手技の習得状況の確認等を行った。また、産後ケア事業の終了前に、実施施設や出産病院からの情報を踏まえ、関係機関とケース会議を開催し、情報共有及び今後の支援の方向性を確認した。

産後ケア事業利用後の継続支援

- 産後ケア事業利用最終日、母子が帰宅したところに市の保健師と児童福祉担当課の職員で家庭訪問し、同居する祖父母、伯父へ育児のサポートを依頼した。
- また、市の保健師や児童福祉担当課の職員による定期訪問を実施するとともに、養育支援訪問を活用し、継続的に支援を行った。ベビー服の紐の結び方や、粉ミルクの調合等、細部にわたって丁寧に育児指導を行うとともに、養育状況や母子の心身の状況、家族の支援状況等を確認し、必要な支援を行った。
- 市の保健師は、母の産婦健康診査の状況を出産病院と情報共有し、その後も定期的な家庭訪問による支援を継続した。関係機関による連携した支援を行うことで、母の育児手技は次第に上達し、表情も落ち着いた様子だった。産後うつへのスクリーニング検査でも、産後ケア事業の利用開始時の点数より、自宅訪問の時の方が下がっていた。

実施主体による評価

- 妊婦健康診査未受診であり、精神的にも能力的にも育児が困難な状況であったが、産後ケア事業で、助産師による根気強い支援を受けることで、母の休息や育児手技の習得ができ、母の育児の自信に繋がった。
- 産後ケア事業の利用中から、関係機関との情報共有を密に行い、連携した支援を行うことができた。
- 現在も、母の育児手技習得や児の状態等に臨機応変に対応できない点があり、また、家族が日中仕事で不在となり支援が不十分な状況であるため、関係機関による連携した支援を継続していく必要がある。

キーワード 若年妊産婦 未婚 妊婦健康診査未受診 養育能力問題あり 多機関連携

事例7 双胎育児の負担軽減に向けた支援

実施主体	市
実施施設	産婦人科診療所（市内）
利用時期	（1回目）産後2か月頃 3泊4日 （2回目）産後3か月頃 2泊3日 （3回目）産後4か月頃 1泊2日
利用内容	短期入所（ショートステイ）型計6泊

産後ケア事業利用までの状況

1) **母の概要**：初産婦、30代、不妊治療により双胎児を妊娠

2) **児の概要**：正期産児、二児ともに健康状態良好

3) **事業利用の経緯**：市の家事支援サービス利用の際に案内があり利用開始

産後2か月の時、父の仕事が忙しいことや、実家も遠方で支援者がいないことから、母の家事育児の負担が大きかったため、市の家事支援サービスであるヘルパー事業を利用した。その際に産後ケア事業の情報を得たことから、産後ケア事業の利用となる。

※ 出産後に転居したため、産後ケア事業等の市のサービスについての情報を早期に把握できていなかった。

産後ケア事業開始時の状況

父の仕事が忙しいことや、実家の支援が受けられないことから、二児の育児を行っていく上で、身体的・精神的な負担を感じていた。

特に、夜間に手伝ってくれる人がいない時に、母一人で二児の面倒をみることに不安を感じていた。

産後ケア事業利用時の状況

1) 支援内容

授乳介助、身体の回復への援助、二児同時の育児を円滑に行うための相談等

2) 母児及び家族の状況

- 育児手技については問題なかった。児の健康状態は良好で、発育も順調であった。
- ミルクの量や授乳のタイミングの調整、どうすれば夜間よく眠れるか等、育児を行う上でのポイントについて助言を行った。
- 母の疲労も蓄積していたため、夜間は一人預かることで、心身の休養を促した。
- 母が産後ケア事業の情報を知ったのは、出産後2か月頃であったため、もっと早い時期に知ることができればよかったとの声が聞かれた。

産後ケア事業利用後の継続支援

- 1 回目の利用後、助産師が必要に応じて産後ケア事業の利用を促したことにより、母の疲労が蓄積した際、2 度目、3 度目の利用に繋がった。
- 市の保健師が、家庭訪問により、母の心身の状況や児の発育発達の確認を行うとともに、子連れでの外出先や子育て支援広場、離乳食教室等の情報提供を行った。母は、引き続き、父や実家からのサポートが受けにくい状況であり疲れも見られていたが、著しい心身の不調はない様子だった。
- 出産後 6 か月には、児を保育園に預けて仕事復帰しており、順調に子育てを行っていることを確認した。

実施主体による評価

- 産後ケア事業により、母の心身の回復への支援や、育児支援を行った結果、母は二児の子育てについて自信がついたと考えられる。
- 産後ケア事業利用後は、産前・産後ヘルパーを利用しながら安定した養育が出来ていた。また、児らが6か月になる頃に母の職場復帰や児の保育園の入園も決まり、母の育児不安や精神的な落ち込み等も見られなかったため、通常の母子保健事業や子育て支援事業での支援を実施することと判断した。

キーワード 多胎児 核家族 育児不安 母の疲労

事例8 精神的に不安定な母親への切れ目ない支援

実施主体	市
実施施設	総合病院（市内）
利用時期	産後1週間頃
利用内容	短期入所（ショートステイ）型6泊7日

産後ケア事業利用までの状況

1) 母の概要：経産婦、20代。生育過程の問題があり親子関係は疎遠。
第1子出産時、育児困難による精神的な不安定による精神科受診歴がある。

2) 児の概要：正期産児、健康状態良好
第1子は発育発達の問題はない。

3) 事業利用の経緯：母自ら産後ケア事業を申請し利用開始

第1子は発育発達の問題なく成長していたが、母は第1子を育てにくい子と感じていた。悩みながら育児をしていた中での第2子の妊娠となった。今後の子育てへの不安を感じたことから、妊娠継続について否定的な発言があったため、妊婦健康診査で通院中の病院の精神科を受診し、定期的なフォローを受けるとともに、病院助産師や市の保健師からの支援を受け妊娠を継続した。

出産後も育児不安が継続し、支援者不在でもあったことから、母への育児支援と心身の疲労回復のため、退院直後から産後ケア事業による支援を開始した。

産後ケア事業開始時の状況

父は育児に非協力的であった。産後ケア事業は、きょうだいの利用が認められなかったため、母と第2子のみ利用となった。育児は手慣れた様子で、問題なく出来ていた。

産後ケア事業利用時の状況

1) 支援内容：授乳介助、身体の回復への援助、精神科医師等による心理的支援

2) 母児及び家族の状況

- 2人目の子育てであるため、母の育児手技は問題なく出来ていた。第2子は、よく寝てよく母乳も飲んでくれるなど、母にとって育てやすい子であるとの発言があった。
- 第1子と離れることで、母の精神的な負担が軽減し、休息も十分取れたことから、精神的に安定し過ごすことが出来た。
- 総合病院は専門職の人数が多いため、助産師全員が共通の認識を持ちながら担当は1～2人とし、一人ひとりが母親の様子を見ながら柔軟な対応を心がけた。また、他科との連携がとりやすいという特徴を活かし、精神科医師や臨床心理士等が頻繁に病室を訪れ話を聴く等したため、早期に精神的に落ち着くことができた。
- 母は、精神科の通院を継続しており、自宅に戻った際には第1子との生活も再開されることから、市の保健師に継続した支援を依頼した。
- 市の保健師は、産後ケア事業利用最終日に父母と来所面談を行った。帰宅後の支援について産前・産後ヘルパーやファミリーサポート等を紹介したが利用の意思はなかった。産後1か月児健康診査時には、出産病院と情報共有を行った。

産後ケア事業利用後の継続支援

- 産後ケア事業利用後も、産後1か月児健康診査・母乳外来・精神科受診を通して、病院でのフォローを継続した。結果については、市の保健師へ情報提供し、継続的な支援を依頼した。
- 生後2か月頃に実施した、「こんにちは赤ちゃん訪問」で、母から第1子については、義務で世話をしている旨の発言があり、再度、産前・産後ヘルパー等の支援を紹介した。
- 生後6か月頃、母による第1子への身体的虐待を目撃されたことから、市の母子保健及び児童福祉担当課、産科医療機関、保育園、児童相談所によるケース会議を実施し、今後の支援方針と各機関の役割を共有した。
- 母の育児困難に対し、地域での支援に加え、家族の支援も必要と考えられたが、父の育児への非協力的な態度は変わらなかったため、祖父母の支援が得られるよう家族間の調整を行った。

実施主体による評価

- 産後ケア事業の利用中は、母に育児不安や困難な印象は見られなかったが、第1子との生活が再開されれば育児困難となることが予測されたため、関係機関で情報共有を行い、市の保健師による支援を強化することとした。さらに、生後6か月からは支援体制を拡充し、地域の関係機関と連携した支援を行った。
- 多機関による連携した支援により、母の養育は問題なく出来ており、精神状況も落ち着いているがことを確認したが、第1子に対して愛情を感じない等の発言から、愛着形成が引き続き困難であることが考えられた。今後の児の健全な発育発達に影響を及ぼす可能性もあるため、関係機関と連携した支援を継続していく必要がある。

キーワード **総合病院 精神科受診 第1子の育児困難 多機関連携**